

分類	番号	質問	回答
事業全体	1	未来を彩る花の森づくり事業とはどのような事業ですか。	県内外から多くの人々が訪れる「未来の景観資産」となる花の名所づくりに取り組み、地域活性化を図ることを目指します。そのための植樹やそれと併せて行う植樹イベントの経費、人々が訪れやすくなるための整備について、補助を行います。 樹木は、永年の管理育成が必要となりますので、申請者が責任をもって、継続的に管理していただきます。なお、植樹した次年度以降の育成管理に係る費用は補助の対象となりません。
	2	他の補助金との併用は可能ですか。	国又は県の補助金との併用は不可です。 ただし、市町村補助金や民間企業・公益財団法人等が実施する助成金との併用は可能です。
	3	事前相談とはどのような制度ですか。	応募に先立ち事前に計画がわかる書類等を提出いただき、県庁職員等が、計画内容を書面や現地において確認します。その上で、必要に応じ、植樹や樹木の育成方法、応募書類の書き方などをアドバイスします。 併せて、森林法やその他手続きが必要な関係法令の有無等についても公募に先立ち確認します。これらの手続きには時間がかかるものもあり、公募開始後の手続きが間に合わない場合もあるので、応募を検討される団体は、ぜひ早めに事前相談にお申し込みください。 なお、事前相談を受けずに応募することは可能ですが、書類の不備や申請区分の誤り等があった際は応募を受け付けられない場合があります。 ただし、事前相談を受けてアドバイスに基づき計画内容を変更した場合でも、事業の採択が保証されるものではありませんのでご了解ください。
	4	応募した団体(事業)はどのように選ばれますか。	応募時に提出された計画を、外部有識者等を委員とした評価委員会が、事業の目的や趣旨にあっているか、補助申請額に見合った効果が期待できるか等の観点で評価を行った結果を参考に、知事が決定します。 (なお、予算に限りがありますので、評価の高かった上位から順に、予算の範囲内での交付額に了解いただいた団体に対し補助金の交付を行うこととなります。)
	5	応募の際に気をつけることはありますか。	植樹事業と環境整備事業の補助対象経費計上に誤りが多くみられるので、注意してください。例えば、植樹をするために必要な整地や伐採は環境整備事業ではなく、植樹事業です。この場合、植樹する場所の付近にあるが、直接植樹に影響がない樹木の伐採などは補助対象外です。また、環境整備事業は来訪者の増加に直接関与する経費が対象ですので、植樹地周辺の景観を良くするための伐採などは補助対象外です。 下記質問15、19の回答も参考にいただき、詳しくは、事前相談制度を活用するなど、応募書類提出前にご相談ください。
	6	事前相談及び応募の際に提出する事業計画書の「申請における訴求点」にはどのようなことを記載すればよいですか。	県内外から多くの人々が訪れる「未来の景観資産」となる花の名所づくりとなっているか、他の名所と比較してのどのような優位性があるか、独自でどのような工夫をしているかなどを記載してください。また、応募する年度についてだけでなく、将来的にどのような花の名所を目指しているか、そのためにどのような計画を持っているかなどを年度ごとの活動計画や何年後までにどうする、など具体的に記載していただくと評価の際の参考となります。
	7	応募書類である市町村の意見書について、市町村から県(振興局)へ直接提出してもらうことは可能ですか。	市町村の意見書は市町村から振興局へ直接提出することができます。また、市町村が申請者から申請書類一式を預かり、意見書とともに振興局へ提出してもらうことも可能です。
	8	花いっぱい運動と同様に、評価委員会で応募者がプレゼンする必要がありますか。	原則、確認すべき事項については、評価委員会前に各振興局地域課や地域政策課から文書や口頭で聞き取りを行います。ただし、評価委員が応募者にヒアリングを求める場合、応募者に評価委員会への出席を求めることがあります。
補助対象者	9	自治会やボランティア団体などは補助対象者ですか。	公募等実施要領に定められた応募資格を有する団体であれば、補助対象者となります。
	10	企業は補助対象者ですか。	公募等実施要領に定められた応募資格を有する団体であれば、補助対象者となります。 当該企業の営利目的ではなく、地域の人々にどう事業効果が還元されるのか、などを計画に盛り込んでいただく必要があります。
	11	宗教法人ですが、補助対象者ですか。	公募等実施要領に定められた応募資格の規定に、「政治団体又は宗教団体でないこと。」とあるため、宗教法人は補助対象者となれません。 ただし、構成員として宗教法人が参加することは可能です。また、応募資格を有する団体が、地域振興を目的としてお寺の境内に植樹する場合も補助対象となります。

植樹事業	12	植樹事業で対象となるのはどのような費用ですか。	苗木の購入費用、育成に必要とされる支柱や肥料の購入費、植樹に対するアドバイスを受けるための外部講師や作業に関わる森林作業技術者等への謝金、植樹に当たり必要となる土地の整備や造成に係る費用等が対象です。
	13	植樹する必要最低本数などの決まりはありますか。	景観資産となり得るかは、一回の植樹によるものだけではないと考えますので、募集に当たって、植樹の最低本数や規模などは特に定めていません。樹種や場所など様々な視点で個別に事業計画を判断し評価委員会等で評価します。 このため、植樹予定地に「すでに花の咲く、又は紅葉する木などがたくさんある」、「植樹する花木だけでないその地域の素晴らしい景観や観光スポットがある」など、景観資産としての付加価値と考えられるものがある場合や、今後長期的に植樹を継続する計画がある場合などは、事前相談及び応募時の事業計画書の「申請における訴求点」欄に記載してください。 なお、森林法第5条に規定する地域森林計画対象森林に植樹する場合は、地域森林計画に基づいた本数としてください。
	14	植樹事業において、和歌山県郷土樹種ではない花木は対象になりませんか。	郷土樹種とは、和歌山の森林をより良い姿で引き継ぐとともに、身近に豊かな緑の空間を創造していくため、和歌山県に自生したり、歴史的背景を持って県内に導入された樹種などです。このため、郷土樹種一覧に記載された植樹を行っていただくことが望ましいと考えます。ただし、郷土樹種一覧に記載されていない花木でも、古くから日本においてなじみのある種もあるため、詳しくはご相談ください。
	15	植樹を予定している場所の土を入れ替えたり、そこに生えている木を伐採したりする必要があるのですが、植樹事業でしょうか、環境整備事業でしょうか。	植樹する場所の整地に係る費用や、植樹する樹木の生育に必要な日照を確保するために、付近の樹木の間伐を行う費用など、植樹・育成するために直接的に必要となる整備は、環境整備事業ではなく、植樹事業の補助対象となります。
	16	採択された後、植える樹種を変更したり、本数を減らすことは可能ですか。	事業の選定は、応募時に提出された事業計画を評価して行いますので、実施において計画と異なる樹種を植えたり、植樹本数を減らすことはできません。この場合、補助金の交付前であれば採択を取り消したり、交付後であれば補助金を返還していただくことがあります。なお、採択後、計画の変更を必要とするようなやむを得ない事情が生じた場合は、各振興局地域課にご相談ください。
	17	補助金を活用して植えた樹木が枯れた場合、補助金を返還するのでしょうか。	事業実施者が、適正な管理を行ったにもかかわらず害虫や天候などにより枯損した場合は、それらの状況を聞き取った上でやむを得ないと認められる場合は返還を求めることはありません。ただし、事業実施者の管理が不適切であったり、当然行うべき管理を怠っていた等により枯損した場合は、補助金を返還していただく場合があります。
環境整備事業	18	環境整備事業で対象となるのはどのような費用ですか。	木材を活用した案内看板、ベンチ等容易に持ち運びできるものや森林の歩道整備です。整備することにより、以後観賞に訪れる人が増えるための付加価値となるようなものや必要と思われるものが対象となります。本補助金の植樹事業を活用する場合には限ります。 なお、植樹事業で行う植樹のための整地や周辺の生育を阻害する樹木の間伐、伐採などは環境整備事業ではなく、植樹事業になりますのでご注意ください。
交流推進事業	19	交流推進事業で対象となるのはどのような費用ですか。	植樹に併せて、集客を目的としたイベントを開催するに当たり必要となる集客用のチラシ印刷費用や、当日使用するテントや椅子のレンタル代、参加者の保険料、樹木に貼付するプレート代などです。
補助対象経費	20	自分たちでの植樹や継続した管理が難しいので、すべて業者に委託してもよいですか。	植栽や管理については、原則、申請者に行っていただきます。ただし、大規模な植栽等専門業者に委託する必要がある場合はこの限りではありません。この場合でも、申請者が積極的に植栽や管理に関与してください。